

石川県公報

令和8年6月5日

第13913号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		公告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○令和8年度地籍調査事業計画の決定 (農業基盤課)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	1	○特定病院の認定公告 (障害保健福祉課)	3
○資源循環推進課に所属する職員を能登半島地震の災害廃棄物処理に関する被災市町における事務処理のため駐在させる地の指定 (資源循環推進課)	2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	3
		○建設業の営業の停止命令の公告 (監理課)	4

告示

石川県告示第202号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月5日

石川県知事 山野之義

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1760691640	株式会社サンウェルズ	サンウェルズ河原訪問看護ステーション 加賀市河原町ホ36	令和8年 6月1日	訪問看護
1762291654	株式会社サンウェルズ	サンウェルズ博労訪問看護ステーション 白山市博労3丁目14-1	令和8年 6月1日	訪問看護
1762291662	株式会社サンウェルズ	サンウェルズ白山訪問看護ステーション 白山市北安田西2丁目14	令和8年 6月1日	訪問看護

石川県告示第203号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月5日

石川県知事 山野之義

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1760691640	株式会社サンウェルズ	サンウェルズ河原訪問看護ステーション 加賀市河原町ホ36	令和8年 6月1日	介護予防訪問看護

1762291654	株式会社サンウェルズ	サンウェルズ博労訪問看護 ステーション 白山市博労3丁目14-1	令和8年 6月1日	介護予防訪問看護
1762291662	株式会社サンウェルズ	サンウェルズ白山訪問看護 ステーション 白山市北安田西2丁目14	令和8年 6月1日	介護予防訪問看護

石川県告示第204号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、資源循環推進課に所属する職員を能登半島地震の災害廃棄物処理に関する被災市町における事務処理のため駐在させる地を令和8年4月8日次のとおり指定した。

なお、資源循環推進課に所属する職員を能登半島地震の災害廃棄物処理に関する被災市町における事務処理のため駐在させる地の指定（令和6年石川県告示第251号）は、令和8年4月7日限り廃止した。

令和8年6月5日

石川県知事 山 野 之 義

輪島市二ツ屋町
珠洲市上戸町北方

石川県告示第205号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和8年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和8年6月5日

石川県知事 山 野 之 義

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
金沢市	夕日寺Ⅱ地区（その3） 夕日寺Ⅱ地区（その4の1） 夕日寺Ⅱ地区（その4の2） 粟崎Ⅰ地区（その1） 粟崎Ⅰ地区（その2） 粟崎Ⅰ地区（その3） 粟崎Ⅰ地区（その4） 粟崎Ⅱ地区	令和8年4月7日から 令和9年3月31日まで
七尾市	西湊Ⅳ地区	〃
小松市	符津地区 一針地区	〃
羽咋市	桜ヶ丘地区 御坊山地区	〃
かほく市	長柄町Ⅱ地区 大崎地区	〃
白山市	相滝町Ⅱ地区 森島台、新森島台（その2）地区 河内町江津（満点星区）地区	〃
川北町	中島Ⅴ②地区 中島Ⅴ地区	〃

津幡町	舟橋 I 地区 舟橋 II 地区 中須賀 I 地区	〃
内灘町	向栗崎地区 旭ヶ丘地区 鶴ヶ丘地区 大根布地区 宮坂地区 西荒屋地区 室地区 湖西地区	〃
志賀町	西浦地区 (XI) 西浦地区 (XII) 西浦地区 (XIII) 西浦地区 (XIV) 西浦地区 (IV)	〃
宝達志水町	吉野屋地区	〃
中能登町	井田 I - 2 地区	〃

公 告

特定病院の認定公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段に規定する特例措置を採ることができる精神科病院として次のとおり認定した。

令和 8 年 6 月 5 日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
加賀こころの病院	加賀市小菅波町121番地 1	令和 8 年 6 月 1 日から 令和11年 5 月 31 日まで

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和 8 年 6 月 8 日から同年 7 月 6 日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 6 月 5 日

石川県知事 山 野 之 義

事 業 名	地 区 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
-------	-------	----------	---------

県営ほ場整備事業
(面的集積型)

笠野地区

県営土地改良事業変更計画書の写し

津幡町産業建設部
農林振興課

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 処分をした年月日 令和8年5月27日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - (1) 商号 アイテック株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 谷口 博視
 - (3) 主たる営業所の所在地 七尾市松百町八部48番地
 - (4) 許可番号 石川県知事(般-6)第19095号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全て
 - (2) 期間 令和8年6月11日から同月17日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実

アイテック株式会社の代表取締役及び取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したとして、令和5年1月5日に七尾簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その後、刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。